

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
時短要請等に応じていただいた方への支援(協力金)	三重県飲食店時短要請協力金	給付	県の要請に全面的に協力する飲食店	要請期間:重点措置区域内 4/26~5/8 重点措置区域以外 4/26~5/11 <中小企業> 1店舗1日当たり2.5万円~7.5万円 <大企業> 1店舗1日当たり 売上高減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの計算方式を利用可)	8/10~9/17 (特例受付)	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2247
				要請期間:重点措置区域内 5/9~5/31 重点措置区域以外 5/12~5/31 <中小企業> 重点措置区域内 1店舗1日当たり3万円~10万円 重点措置区域以外 1店舗1日当たり2.5万円~7.5万円 <大企業> 1店舗1日当たり 売上高減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの計算方式を利用可)	8/10~9/17 (特例受付)	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2247
				要請期間:重点措置区域内・重点措置区域以外 6/1~6/20 (但し四日市市のみ6/30まで時短要請を継続(下段参照)) <中小企業> 重点措置区域内 1店舗1日当たり3万円~10万円 重点措置区域以外 1店舗1日当たり2.5万円~7.5万円 <大企業> 1店舗1日当たり 売上高減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの計算方式を利用可)	8/10~9/17 (特例受付)	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2247
				要請期間:6/21~6/30(四日市市のみ) <中小企業> 1店舗1日当たり2.5万円~7.5万円 <大企業> 1店舗1日当たり 売上高減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの計算方式を利用可)	8/10~9/17 (特例受付)	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2247
	三重県集客施設時短要請協力金	給付	まん延防止等重点措置区域(重点措置区域)において、県の要請に全面的に協力する大規模施設等	要請期間:重点措置区域内 5/9~5/31 ①大規模施設等(※) 1,000㎡毎に20万円×短縮した時間/本来の営業時間×時短日数 (※)1,000㎡を超える劇場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設、遊興施設、物品販売業、サービス業(生活必需物資・サービスを除く) ②テナント等 100㎡毎に2万円×短縮した時間/本来の営業時間×時短日数	募集終了	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-3184
				要請期間:重点措置区域内 四日市市:6/1~6/20 四日市市以外の11市町:6/1~6/13 ①大規模施設等(※) 1,000㎡毎に20万円×短縮した時間/本来の営業時間×時短日数 (※)1,000㎡を超える劇場、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、運動施設、遊興施設、物品販売業、サービス業(生活必需物資・サービスを除く) ②テナント等 100㎡毎に2万円×短縮した時間/本来の営業時間×時短日数	募集終了	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-3184

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課	
7	三重県酒類販売事業者等支援金	給付	三重県内に事業所を有する酒類販売事業者等(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)	令和3年4月又は5月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少している場合に下記により算出した額を支援 (支給額) 売上月額が30%以上50%未満減少した支給対象月(4月、5月)ごとの売上減少額 ・中小法人等 最大20万円/月 ・個人事業者等 最大10万円/月 ※50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象。 ※国の月次支援金との併給不可。	募集終了	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2838	
				令和3年6月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少している場合に下記により算出した額を支援 (支給額) 売上月額が30%以上50%未満減少した支給対象月(6月)の売上減少額 ・中小法人等 最大20万円/月 ・個人事業者等 最大10万円/月 ※50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象。 ※国の月次支援金との併給不可。	7/1~ 8/31	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2838	
	9	時短要請等により影響を受けられた方への支援(支援金)	給付	三重県内に事業所を有する酒類販売事業者等(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)	令和3年5月と6月それぞれの月において、売上減少率に応じて1事業者あたり以下の額を上限に、各月の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額を支給 ・売上減少率が50%以上70%未満の事業者 中小法人等:20万円 / 個人事業者等:10万円 ・売上減少率が70%以上の事業者 中小法人等:40万円 / 個人事業者等:20万円 ※国の月次支援金の給付決定を受けていること	7/28~ 9/30	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2838
					10	三重県飲食店取引事業者等支援金	給付
11	令和3年6月の売上が、前年又は前々年同月比で30%以上減少している場合に下記により算出した額を支援 (支給額) 売上月額が30%以上減少した支給対象月(6月)の売上減少額 ・中小法人等 最大10万円/月 ・個人事業者等 最大5万円/月 ※50%以上減少している場合は、国の月次支援金の対象。 ※国の月次支援金との併給不可。	7/1~ 8/31	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2838				

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
12 新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方への支援(支援金)	三重県観光事業者支援金	給付	観光事業者	令和3年4月から6月のいずれかの売上月額が、前年又は前々年同期比で30%以上減少している場合に下記により算出した額を支援(支給額) 売上月額が30%以上減少した支給対象月(4月～6月)の売上減少額 ・宿泊事業者 最大200万円(規模に応じ段階的に設定) ・観光施設 最大200万円(規模に応じ段階的に設定) ・土産物店 最大30万円(法人等) 最大15万円(個人事業主) ・体験事業者 最大10万円 ※国の月次支援金を受給する場合は、月次支援金受給額を売上減少額から除く。	6/21～ 8/31	観光政策課 ☎ 059-224-2077
13 交通事業者が行う車両等への感染症拡大防止対策に要する費用への補助	車両等への感染症拡大防止対策にかかる費用への補助	補助	県内交通事業者 ・地域鉄道 ・乗合バス ・航路 ・タクシー	車両等への感染症拡大防止対策に要する費用への補助 ・感染症拡大防止対策に要する費用の1/4 ※国の補助(補助率1/2)を受ける場合は国の補助金額の1/2	6/18～ 2/28	交通政策課 ☎ 059-224-2622
14 交通事業者が行う利用回帰に向けた取組に要する費用への補助	利用回帰に向けた取組にかかる費用への補助	補助		利用回帰に向けた取組に要する費用への補助 ・利用回帰策に要する費用の1/2	6/18～ 12/24	
15 交通事業者が行う安定的な運行に要する費用への補助	安定的な運行にかかる費用への補助	補助	県内交通事業者 ・地域鉄道 ・乗合バス ・航路	安定的な運行に要する費用への補助 ・対象期間の運行費用の1/2	6/18～ 2/28	
16 感染拡大防止のための物品購入等の支援	県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金	補助	宿泊事業者	宿泊施設の感染防止対策に資する物品の購入や前向きな投資を支援 各宿泊施設の規模等に応じ段階的に設定(最大1,000万円) ①感染拡大予防ガイドライン等に基づく、感染防止対策に必要となる設備・機器の導入、必需品等の購入、感染症対策用機器のリース、その他安全・安心な食事・滞在環境を実現するために要する経費(補助率10/10) ②マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修等新たな需要に対応するための取組に要する経費(補助率4/5)	7/12～12/28 ※先着順	観光政策課 ☎ 059-224-2077

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

	概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
17	感染拡大防止のための物品購入等の支援	感染防止対策強化推進補助金	補助	中小企業・小規模企業(個人事業者を含む)、NPO法人、企業組合、事業協同組合等(行政機関、公的企業、独立行政法人、大企業は除く)	感染防止対策強化のための物品等の購入を支援 補助上限:10万円 補助率:2/3	第1弾 募集終了	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2401
18						第2弾 8月上旬～(予定) ※先着順	
19	感染拡大防止のためのPCR検査の受検料の支援	感染拡大阻止PCR検査補助金	補助	中小企業・小規模企業(個人事業者を含む)、NPO法人、企業組合、事業協同組合等(行政機関、公的企業、独立行政法人、大企業は除く)	新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した事業者が従業員等に対し独自で実施するPCR検査の検査費用を支援 補助上限:20万円 補助率:2/3	6/21～ 3/18 ※先着順	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2401
20	サプライチェーンの強靱化の支援	三重県サプライチェーン強靱化促進緊急対策補助金	補助	大企業及び中小企業	製造事業者の県内におけるサプライチェーン強靱化の支援(業種は不問) ①海外・県外生産品を県内製造に転換、外注品の内製化 ②研究開発拠点の新設・強化 ③生産能力増強 上記①～③における設備投資費、海外からの設置移転費、実行可能性調査費、及び当該事業によって生まれる新規雇用に対して支援 (①②転換型・研究開発強化型) 大企業 1/3以内、中小企業 1/2以内 (③増強型) 大企業 1/4以内、中小企業 1/3以内 補助上限:30,000千円(設備投資費等)+常用雇用者増加分(人数に応じて加算)	募集終了	企業誘致推進課 ☎ 059-224-2819
21	サプライチェーンの多元化及び販路拡大の支援	海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金	補助	中小企業・小規模企業等(観光事業者含む)	海外サプライチェーンの多元化や海外販路拡大の事業取組に要する次の経費を支援。 ①輸送費 ②調査費 ③展示会出展費 ④展示会・商談会参加費 ⑤通訳費 ⑥翻訳費 ⑦多言語動画作成費 ⑧デザイン費 ⑨試作品原材料費 ・補助率 2/3 ・補助上限 100万円(消費税は補助対象に含まない)	募集終了	三重県産業支援センター 経営支援課 ☎ 059-253-4355

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
22	セーフティネット資金	補助	中小企業・小規模企業	売上が一定程度減少した事業者(※)の資金繰りを支援。 (※)直近の売上が前年より5%以上減少し、セーフティネット保証4号、5号、伴走支援型特別保証、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者 ・融資限度額:8千万円(伴走型支援:4千万円) ・償還期間:10年以内(据置:2年以内) ・融資利率:金融機関所定利率 ・保証料:0.2~0.9%(県保証料補助後の事業者負担)0~0.24%	募集中 (終期未定)	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2447
23	中小企業・小規模企業の資金繰り支援 リフレッシュ資金	補助	中小企業・小規模企業	売上が一定程度減少した事業者(※)の資金繰りを支援。 (※)直近の売上が前年より3%以上減少した事業者等 ・融資限度額:5千万円 ・償還期間:7年以内(据置:2年以内) ・融資利率:金融機関所定利率 ・保証料:0.45~1.9%(県保証料補助後の事業者負担)0.25~1.3%		
24	創業・再挑戦アシスト借換資金	補助	中小企業・小規模企業	創業・再挑戦アシスト資金の利用者で創業前か事業歴が3ヶ月未満の方の資金繰りを支援。 ・融資限度額:2千万円 ・償還期間:10年以内(据置:2年以内) ・融資利率:1.4% ・保証料:0.45~1.95%(県保証料補助後の事業者負担)0.45~1.5%		
25	DXの推進による新たな事業展開に係る支援	補助	中小企業・小規模企業	DXの推進による新たな事業展開に係る取組を支援 ①DX等による経営革新に向けた試作開発・高度化支援 (補助率1/2以内 補助上限1,000千円) ②DX等による経営革新に伴う知財出願等支援 (補助率1/2以内 補助上限250千円) ③企業・部門間データ連携等DX推進支援 (補助率1/2以内 補助上限1,250千円) ④DX牽引モデル企業の育成支援 (補助率1/2以内 補助上限2,500千円)	8月募集 (予定)	ものづくり産業振興課 ☎ 059-224-2749
26	事業継続や業態転換の支援	補助	中小企業・小規模企業等(NPO法人、企業組合、事業協同組合等含む)	【新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金(特別枠)】 3月から5月の各月の売上高の合計が前年(または前々年)と比較して、30%以上減少している事業者で、コロナ禍を乗り越えるための経営計画を策定し、事業継続や業態転換を図ろうとする取組に対して支援。 補助上限2,000千円、補助率4/5	募集終了	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-3337

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
27 事業継続や業態転換の支援	新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金	補助	中小企業・小規模企業等(NPO法人、企業組合、事業協同組合等含む)	【新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金(通常枠)】 中小企業・小規模企業が、コロナ禍を乗り越えるための経営計画を策定し、事業継続や業態転換を図ろうとする取組に対して支援。 補助上限2,000千円、補助率1/2	第1弾 募集終了	中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-3337
28					第2弾 8月下旬～(予定)	
29 使用料・手数料の減免	工業研究所の依頼試験手数料・機器開放使用料の減免	減免	中小企業・小規模企業	工業研究所に対して依頼試験又は機器開放を利用する事業者の手数料・使用料を減免 依頼試験手数料 一律 50%減免 機器開放使用料 一律 50%減免	4/1～ 3/31	工業研究所 ☎ 059-234-4036
30 経営への影響を受けている農業者等への支援	農業経営近代化資金利子補給金	補助	農業者等(集落営農組織を含む)	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた農業者等への融資に対する利子補給により資金繰りを支援。 ・融資限度額:3,600万円/1件(法人) 1,800万円/1件(個人) ※融資残高2億円未満である者に限る ・償還期間:原則15年以内(据置:原則7年以内) ・基準金利:1.6%(農林水産省通知) ・利子補給率:1.3%(補給後の事業者負担:0～0.3%)	4/1～ 3/31	担い手支援課 ☎ 059-224-2354
31 経営への影響を受けている漁業者等への支援	漁業経営維持安定資金利子補給金・保証料補助金	補助	漁業者等(水産業者を含む)	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた漁業者等への融資に対する利子補給及び信用保証料補助により資金繰りを支援。 ・融資限度額:4千万円～4億円/1件 ・償還期間:原則10年以内(据置:原則3年以内) ・基準金利:1.6%(農林水産省通知) ・利子補給率:1.35%～1.45%(補給後の事業者負担:0.15%) ・保証料補助率:1/2(補給後の事業者負担:1/2)	4/1～ 3/31	水産振興課 ☎ 059-224-2606
32 滞留等の影響を受けている県産食材の販売促進キャンペーンへの支援	県産食材販売拡大事業補助金	補助	量販店・直売所・道の駅	販売促進キャンペーンへの支援 ・量販店 : 最大50万円/件 ・直売所等: 最大30万円/件	8/4～ 8/20	水産振興課 ☎ 059-224-2515

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
33 県内での実証実験、社会実装の支援	クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業補助金	補助	国内外の大企業・スタートアップ等、何らかの法人格を持つ団体	事業を実施しようとする年度に審査委員会の承認を受けて行う県内での実証実験、社会実装への補助 ○開発支援金(補助上限300万円、1/2以内) 実証実験を行うための製品を開発・改良する経費等に対して支援 ○実証実験・社会実装支援金(補助上限600万円、1/2以内) 実証実験・社会実装に要する経費等に対して支援	第2回 9/1～10/2 (予定)	デジタル事業推進課 ☎ 059-224-2227
34 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関に対する空床確保料の補助	新型コロナウイルス感染症対策事業	補助	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関	確保病床の種類に応じて1床あたり、16,000円から436,000円を補助	4月～ 9月 (予定)	入院・療養調整プロジェクトチーム ☎ 059-224-2782
35 新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対するの支援	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	補助	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局	事業継続・再開の補助(補助率1/2) ①HEPA フィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1台当たり補助上限 905,000円 ※1施設当たりの上限は2台(但し薬局については1台) ※歯科診療所を除く ②消毒費用 ※総事業費の上限は1施設当たり 600,000円 ※薬局については日常生活圏域に1件のみ所在する薬局を対象とする	6月1日～ 9月30日 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
36 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関に対する設備整備の補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	設備整備費の補助 ①初度設備費 1床当たり補助上限 133,000円 ②人工呼吸器および付帯備品 1台当たり補助上限 5,000,000円 ③個人防護具 1人当たり補助上限 3,600円 ④簡易陰圧装置 1床当たり補助上限 4,320,000円 ⑤簡易ベッド 1台当たり補助上限 51,400円 ⑥体外式膜型人工肺および付帯備品 1台当たり補助上限 21,000,000円 ⑦簡易病室および付帯備品 実費相当額	7月1日～ 8月31日 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
37 新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」等への設備整備の補助	帰国者・接触者外来等設備整備事業	補助	新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」等	設備整備費の補助 ①HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり補助上限 905,000円 ②HEPAフィルター付きパーティション 1台当たり補助上限 205,000円 ③個人防護具 1人当たり補助上限 3,600円 (帰国者・接触者外来に限る) ④簡易ベッド 1台当たり補助上限 51,400円 ⑤簡易診療室および付帯備品 実費相当額	7月1日～ 8月31日 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
38 新型コロナウイルス感染症の検査を行う医療機関等への検査機器の購入の補助	感染症検査機関等設備整備事業	補助	県から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症の行政検査等を実施する医療機関、県内で行政検査等を実施する民間検査機関	検査機器整備費の補助 ①次世代シーケンサー及び付帯する備品 ②リアルタイムPCR装置及び付帯する備品 ③等温遺伝子増幅装置及び付帯する備品 ④全自動化学発光酵素免疫測定装置及び付帯する備品	7月1日～ 8月31日 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
39 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関のうち重点医療機関等に対する設備整備の補助	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	補助	重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関	設備整備費の補助 ①超音波画像診断装置 1台当たり補助上限 11,000,000円 ②血液浄化装置 1台当たり補助上限 6,600,000円 ③気管支鏡 1台当たり補助上限 5,500,000円 ④CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む) 1台当たり補助上限 66,000,000円 ⑤生体情報モニタ 1台当たり補助上限 1,100,000円 ⑥分娩監視装置 1台当たり補助上限 2,200,000円 ⑦新生児モニタ 1台当たり補助上限 1,100,000円	7月1日～ 8月31日 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
40 新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療機関に対する設備整備の補助	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	補助	疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関	設備整備費の補助 ①初度設備費 1床当たり補助上限 133,000円 ②个人防护具 1人当たり補助上限 3,600円 ③簡易陰圧装置 1床当たり補助上限 4,320,000円 ④簡易ベッド 1台当たり補助上限 51,400円 ⑤簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 ⑥HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり補助上限 905,000円 ⑦HEPA フィルター付きパーテーション 1台当たり補助上限 205,000円 ⑧消毒経費 実費相当額 ⑨救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり補助上限 300,000円 ⑩周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり補助上限 1,500,000円	7月1日～ 8月31日 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
41 新型コロナウイルス感染症等の外国人患者を受け入れる医療機関に対する設備整備の補助	医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	補助	県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関	設備整備費の補助 1施設当たり補助上限 1,083,000円 ※入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1施設に限り上記金額に 429,000円を加算	7月1日～ 8月31日 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
42 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床を新たに整備する医療機関等に対する補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関施設整備事業	補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	院内感染防止に配慮した病床の整備にかかる経費の補助 新設・増設 鉄筋構造の場合 補助上限 215,300円/㎡ 等	8月～ 9月 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
43 新たに新型コロナウイルス感染症のために専門外来を整備するための経費への補助	三重県感染症指定医療機関施設・設備事業費等補助金	補助	感染症外来協力医療機関、帰国者・接触者外来	新型コロナウイルス感染症対策のために行う施設整備にかかる経費の補助 1施設当たり補助上限 15,000,000円 ただし、面積が90㎡未満の場合は 162,800円×面積	8月～ 9月 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
44 外国人患者の受け入れにあたる医療機関の整備に対する補助	新型コロナウイルス感染症外国人患者等受入体制確保事業補助金	補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関かつ外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関	外国人患者の受け入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用を補助 ※1医療機関あたり1,000万円を上限とする	5月実施済	医療政策課 ☎ 059-224-3374

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
45 感染管理認定看護師教育課程受講費用の補助	看護職員キャリアアップ支援事業補助金	補助	医療機関等 (病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション)	医療機関等の職員が、日本看護協会が認定する認定看護師教育機関において次の課程を受講し、その受講料を医療機関等が負担した場合、課程に応じて受講料の1/2を補助 ・A課程(感染管理分野に限る)・受講者1人あたり上限400,000円 ・B課程(感染管理分野以外も対象)・受講者1人あたり上限500,000円	12月頃	医療介護人材課 ☎ 059-224-2053
46 医療従事者のための宿泊施設を確保する医療機関への補助	医療従事者の宿泊施設確保事業	補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため業務が深夜に及んだ場合、または基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等のために、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が宿泊施設を確保する経費の補助 1室当たり補助上限 13,100円/日	6月1日～ 8月31日 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
47 新型コロナウイルスワクチン接種のため時間外・休日に医療従事者を派遣する医療機関への補助	時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	補助	集団接種会場に医療従事者を派遣する医療機関	新型コロナウイルスワクチン接種を行う集団接種会場に対し、時間外・休日に医療従事者を派遣する場合、派遣元医療機関に対して補助 ・医師 1人1時間当たり上限 7,550 円 ・歯科医師、看護師 1人1時間当たり上限 2,760 円	6月7日～ 11月 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2352
48 新型コロナウイルスワクチンの個別接種を行う医療機関への補助	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業	補助	新型コロナウイルスワクチンの個別接種を行う医療機関	新型コロナウイルスワクチンの個別接種をさらに促進するため、一定の接種回数を実施した医療機関に対して補助 (1)診療所 ・7月末まで/8・9月/10・11月に週100回以上の接種を4週間以上実施した場合、2,000円/回を補助 ・7月末まで/8・9月/10・11月に週150回以上の接種を4週間以上実施した場合、3,000円/回を補助 ※現行の接種費用の原則2,070円/回とは別途で交付 (2)診療所及び病院(～11月末まで) 医療機関(診療所・病院)が50回以上/日を実施した場合、10万円/日を補助 ※診療所の場合、(1)との重複支給は不可 (3)病院 7月末まで/8・9月/10・11月に50回以上/日の接種を週1日以上かつ4週間以上実施した場合、医師・看護師等の経費を補助	「7月末まで」に接種実施分は8月1日～8月31日	感染症対策課 ☎ 059-224-2721
49 新型コロナウイルスワクチンの職域接種を行う団体・大学等への補助	新型コロナウイルスワクチン接種促進補助金	補助	・中小企業で構成される団体 ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(所属の学生を対象とし文科省が定める地域貢献の基準を満たす場合)	ワクチン接種を実施するために設置する会場に係る設備整備等を支援 上限 1,000円×接種回数	8月～ 11月 (予定)	感染症対策課 ☎ 059-224-2721

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
50 簡易陰圧装置の設置に係る費用の支援(補助金)	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	補助	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設等 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	ウイルスが外に漏れないよう、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業への補助 1施設あたり 432万円×台数(定員が上限)	募集終了	長寿介護課 ☎ 059-224-2235
51 ゾーニング環境等の整備に係る費用の支援(補助金)	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	補助	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設等 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	ゾーニング環境等の整備に係る費用の補助 ①ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースの設置（上限：100万円/箇所） ②従来型個室・多床室のゾーニング：新型コロナウイルス感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修（上限：600万円/箇所） ③2方向から出入りできる家族面会室の整備：感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するため、家族と利用者が接することのないように面会室への出入り口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための事業（上限：350万円/施設）	募集終了	長寿介護課 ☎ 059-224-2235
52 多床室の個室化に係る費用の支援(補助金)	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	補助	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設等 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・短期入所生活介護事業所 ・生活支援ハウス 	介護施設等において、感染が疑われる方が複数発生する場合に備え、感染が疑われる方同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修事業への補助 1定員あたり上限 97.8万円	募集終了	長寿介護課 ☎ 059-224-2235

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
53 感染者が発生した介護施設等に係るかかり増し経費の支援(補助金)	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金	補助	介護施設等 ・感染者が発生した事業所、施設等 ・居宅でサービス提供する通所系事業所 ・利用者の受入や応援職員の派遣を行う事業所、施設等	介護報酬の対象とはならないかかり増し経費を補助 ※交付上限額は施設の種類や規模に応じて設定 【例】 通所介護(通常規模型)1事業所あたり537千円 特別養護老人ホーム 定員一人あたり38千円 <対象経費> 緊急時の介護人材確保に係る費用 職場環境の復旧・環境整備に係る費用 (主なもの) ・割増賃金・手当 ・帰宅困難職員の宿泊費 ・自費検査費用(施設が対象) ・施設等の消毒、清掃費用 ・衛生用品の購入費用 ・施設内療養に関する費用(施設が対象)	4/21~ 2/28 (予定)	長寿介護課 ☎ 059-224-2262
54 ICT機器導入経費補助	ICT化補助 (認可外保育施設)	補助	認可外保育施設	保育記録の入力支援等、保育従事者の業務負担軽減につながるICT機器導入経費を補助 1施設あたり 補助上限 150,000円(補助率3/4)	募集終了	少子化対策課 ☎ 059-224-2268
55	衛生用品購入補助 (認可外保育施設)	補助	認可外保育施設	衛生用品購入等経費を補助 1施設あたり 補助上限 定員19人以下 300,000円以内 定員20人以上59人以下 400,000円以内 定員60人以上 500,000円以内	募集終了	少子化対策課 ☎ 059-224-2268
56 感染拡大防止のための衛生用品購入等補助	衛生用品購入補助 環境改善経費補助 (児童養護施設等)	補助	児童養護施設等 ・児童養護施設 ・里親 ・乳児院 ・児童心理治療施設 ・自立援助ホーム ・児童家庭支援センター ・里親 ・ファミリーホーム ・母子生活支援施設 ・婦人保護施設	衛生用品購入経費、施設等の個室化に要する経費、事業継続に必要なかかり増し経費を補助 1か所あたり800万円(里親、児童家庭支援センターは100万円) ただし、マスク等衛生用品の購入経費等は50万円	募集終了	子育て支援課 ☎ 059-224-2883
57	衛生用品購入補助 感染防止物品購入補助 (子どもの貧困対策)	補助	フードバンク 子どもの居場所を提供する団体(子ども食堂等)	感染防止対策としての備品購入、消耗品にかかる経費を補助 1団体あたり20万円	募集終了	子育て支援課 ☎ 059-224-2271

【事業者等向け】R3年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

R3.8.11

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
58 サービス継続支援事業費補助	障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助	補助	障がい福祉サービス事業所 ※新型コロナの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所	建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援。 ※障害福祉サービスの種別により、補助単価は異なる。	8月上旬～3月末	障がい福祉課 ☎ 059-224-2266
59 感染発生時の消毒費用補助	感染発生時の消毒費用補助(救護施設等)	補助	保護施設等(救護施設及び無料低額宿泊所)を運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人の団体 ※新型コロナウイルス感染症が発生した施設等	建物や設備の消毒を事業者へ依頼する際の、事業継続に向けた取組に必要な消毒及び清掃にかかる経費への補助 補助率 10/10以内 ※救護施設事務費、日常生活支援住居施設委託費及び他の補助金等で措置されているものは対象外	年度内	地域福祉課 ☎ 059-224-2286
60 県立文化施設を活用した文化芸術団体等への活動再開の支援	県立文化施設を活用した文化芸術団体等の活動再開支援補助金	補助	県内文化芸術団体等(個人を含む)	県内文化芸術団体等が感染症対策を講じながら活動再開できるよう支援するため、総合文化センターのホール等を利用する際の施設及び付属設備の利用料や広報、委託等の経費を支援。 補助率:2分の1以内 補助限度額:200,000円	4/1～12/31	文化振興課 ☎ 059-224-2233
61 県内教育旅行の実施に対する支援	県内教育旅行促進支援金	補助	三重県内の学校(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校及び高等専門学校)又は三重県内の学校から依頼を受けて教育旅行を企画、実施する旅行業者等	三重県内の学校が学校行事として企画し、令和3年4月から令和4年2月までの間に校外で実施する修学旅行、自然教室、社会見学、遠足等で、三重県内において実施する教育旅行全般を支援(「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」の対象となる南部地域を目的地とした教育旅行を除く。) 教育旅行に参加した児童・生徒数×1,000円から2,000円(学校所在地域と旅行先の地域により単価が異なる。) ※宿泊を伴う場合は、3,000円を加算。	4/1～1/11	観光魅力創造課 ☎ 059-224-2802
62 県南部地域への体験教育旅行の実施に対する支援	南部地域体験教育旅行促進事業費補助金	補助	三重県内の学校(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校及び高等専門学校)又は三重県内の学校から依頼を受けて教育旅行を企画、実施する旅行業者等	三重県内の学校が学校行事として企画し、令和3年4月から令和4年2月までの間に校外で実施する修学旅行、自然教室、社会見学、遠足等で、南部地域を訪問先とし、南部地域の豊かな自然、歴史、文化等を体験することを目的とするもの(体験教育旅行)を支援 ※南部地域:伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町 体験教育旅行に参加した児童・生徒数×1,000円から2,000円(学校所在地域と旅行先の地域により単価が異なる。) ※宿泊を伴う場合は、3,000円を加算	4/1～1/11	南部地域活性化推進課 ☎ 059-224-2192